

≪遠別町地域防災計画資料編≫

○遠別町防災会議条例	1
○遠別町災害対策本部条例	3
○警報・注意報発表基準一覧表	4
○災害情報等報告取扱要領	5
○各機関との協定状況	16
○自衛隊災害派遣要請方法	17
○北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領	23
○遠別町ヘリコプター着陸可能地	28
○遠別町避難所／避難場所	30
○危険物貯蔵所等所在一覧	33
○水防区域及び整備計画等	38
○遠別町災害危険区域図	45
○災害記録	46
○遠別町災害弔慰金の支給等に関する条例	53
○遠別町防災備蓄計画	57
○遠別町津波避難計画	72

○遠別町防災会議条例

昭和37年11月30日条例第18号

改正

昭和55年1月11日条例第8号

平成6年3月11日条例第4号

平成12年2月28日条例第2号

平成15年12月15日条例第21号

平成24年9月12日条例第18号

遠別町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき遠別町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 遠別町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防計画に関する事務。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員から町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長

- (6) 北留萌消防組合遠別町消防団長及び遠別支署長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第7号及び第8号の委員の定数は、14人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年1月11日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月11日条例第4号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月28日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成15年12月15日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月12日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

○遠別町災害対策本部条例

昭和37年11月30日条例第17号

改正

平成24年9月12日条例第17号

遠別町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき遠別町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雜則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則（平成24年9月12日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

警報・注意報発表基準一覧表

平成24年5月29日現在
発表官署 旭川地方気象台

遠別町	府県予報区	上川・留萌地方			
	一次細分区域	留萌地方			
	市町村等をまとめた地域	留萌北部			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準 土壤雨量指數基準	1時間雨量50mm 125		
	洪水	雨量基準 流域雨量指數基準	— 遠別川流域=17、ウツツ川流域=11		
		複合基準	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上 18m/s 海上 25m/s		
	暴風雷	平均風速	陸上 16m/s 雷による視程障害を伴う 海上 25m/s 雷による視程障害を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.6m		
	注意報	大雨	雨量基準 土壤雨量指數基準	1時間雨量30mm 105	
		洪水	雨量基準 流域雨量指數基準	— 遠別川流域=12、ウツツ川流域=9	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上 13m/s 海上 15m/s		
	風雪	平均風速	陸上 11m/s 雪による視程障害を伴う 海上 15m/s 雪による視程障害を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.3m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪					
60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計					
濃霧					
視程 陸上 200m 海上 500m					
乾燥					
最小湿度30% 実効湿度60%					
なだれ					
①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5°C以上					
低温					
4月～6月、8月中旬～10月:(平均気温)平年より6°C以上低い 7月～8月上旬 :(気温)14°C以下が12時間以上継続 11月～3月 :(最低気温)平年より12°C以上低い					
霜					
船体着氷:水温4°C以下 気温-5°C以下で風速8m/s以上					
着氷 気温0°Cくらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続					
記録的短時間大雨情報					
1時間雨量 90mm					

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要するとと思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災害情報報				
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他			
ライフライン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置		
(2) 災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	り災世帯
				り災人数
		(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3)避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難			
		避難勧告			
	(4)自衛隊派遣要請の状況				
(5)その他措置の状況					
(6)応急対策出動人員	(7)出動人員		(8)主な活動状況		
	市町村職員	名			
	消防職員	名			
	消防団員	名			
	その他(住民等)	名			
	計	名			
その他	(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被 害 状 況 報 告 (速報 中間 最終)

災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 現在			
災害発生場所										
發 信	機関(市町村)名				受 信	機関(市町村)名				
	職・氏名					職・氏名				
発信日時			月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分			
項目			件数等	被害金額(円)	項目		件数等	被害金額(円)		
①人 的 被 害	死 者	人			※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	河 川	斷			
	行方不明	人				海 岸	斷			
	重 傷	人				砂 防 設 備	斷			
	軽 傷	人				地すべり	斷			
計			人		急傾斜地		断			
②住 家 被 害	全 壊		棟		⑤土 木 被 害	道 工 事	断			
			間			河 川	断			
			人			道 路	断			
	半 壊		棟			橋 梁	断			
			間			小 計	断			
			人			市 長 村 事	河 川	断		
	一部破損		棟			道 路	断			
			間			橋 梁	断			
			人			小 計	断			
	床上浸水		棟			港 湾	断			
			間			漁 港	断			
			人			下 水 道	断			
	床下浸水		棟			公 園	断			
			間			崖くずれ	断			
			人			計	断			
	計		棟			漁 水	断			
③非 住 家 被 害	全壊	公共建物	棟		⑥水 産 被 害	沈没流出	隻			
		その他	棟			破 損	隻			
	半壊	公共建物	棟			船 計	隻			
		その他	棟			漁港施設	箇			
	計	公共建物	棟			共同利用施設	断			
		その他	棟			その他の施設	断			
④農 業 被 害	農地	田	澫・疊等	ha	⑦林 業 被 害	漁 具 (網)	件			
			疊	ha		水産製品	件			
		畑	澫・疊等	ha		その他の	件			
			疊	ha		計				
	農作物	田				林 地	断			
		畑				治山施設	断			
	農業用施設		断			林 道	断			
	共同利用施設		断			林 產 物	断			
	畜農施設		断			その他の	断			
	畜産被害		断			小 計	断			
	その他		断			一 般 民 有 林	林 地	断		
	計					治山施設	断			

項目		件数等	被害金額(円)	項目		件数等	被害金額(円)
水道		箇		⑪社会教育施設被害		箇	
⑧ 衛生 被 害	公立	箇		⑫社会福 祉施設等		公立 法人	箇
	個人	箇					
	一般廃棄物処理	箇		被害		計	箇
	し尿処理	箇		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇	
	火葬場	箇			鉄道施設	箇	
計	箇		被害船舶(港線)		隻		
⑨ 紅 館	商業	件			空港	箇	
	工業	件			水道	戸	—
	その他	件			電話	箇	—
計	件		電気		戸	—	
⑩ 公 文 教 施 設	小学校	箇			ガス	戸	—
	中学校	箇			ブロック塀等	箇	—
	高校	箇			都市施設	箇	
	その他文教施設	箇		被害総額			
被害	箇		火災 発生	建物	件		
公共施設被害市町村数	箇			危険物	件		
り災世帯数	世帯			その他	件		
り災者数	人			消防団員出動延人数 人			
消防職員出動延人数	人						
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）						
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名							
補足資料（※別葉で報告）							
<input type="radio"/> 災害発生場所 <input type="radio"/> 災害発生年月日 <input type="radio"/> 災害の種類概況 <input type="radio"/> 人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 <input type="radio"/> 応急対策の状況							
<ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況ほか 							

別表3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名			平成 年 月 日 時現在									
総合振興局又は振興局			項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)
①人 的 被 害	死 者	人					※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告	河 川	箇所			
	行方不明	人						海 岸	箇所			
	重 傷	人						砂 防 設 備	箇所			
	軽 傷	人						地すべり	箇所			
	計	人						急傾斜地	箇所			
②住 家 被 害	全 壊		棟				⑤土木 被 害	道 工 事	箇所			
			世帯					河 川	箇所			
			人					道 路	箇所			
	半 壊		棟					橋 梁	箇所			
			世帯					小 計	箇所			
			人					河 川	箇所			
	一部破損		棟					道 路	箇所			
			世帯					橋 梁	箇所			
			人					小 計	箇所			
③非 住 家 被 害	床上浸水		棟				⑥水産 被 害	港 湾	箇所			
			世帯					漁 港	箇所			
			人					下 水 道	箇所			
	床下浸水		棟					公 園	箇所			
			世帯					崖くずれ	箇所			
			人					計	箇所			
	計		棟					漁 民	沈没流出	隻		
			世帯					船	破 損	隻		
			人					計	計	隻		
④農 業 被 害	農地	田	灌・鑿	ha			⑦林業 被 害	漁 港 施 設	箇所			
		冠水	ha					共 同 利 用 施 設	箇所			
		烟	灌・鑿	ha				其 他 施 設	箇所			
		冠水	ha					漁 具 (網)	件			
	農 作 物	田	ha					水 產 製 品	件			
		烟	ha					其 他	件			
	農業用施設		箇所					計				
	共同利用施設		箇所					林 地	箇所			
	営農施設		箇所					治山施設	箇所			
	畜産被害		箇所					林 道	箇所			
⑤林 業 被 害	その他		箇所					林 產 物	箇所			
	計							其 他	箇所			
	農地							小 計	箇所			
	一般							林 地	箇所			
	民有林							治山施設	箇所			

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生 被 害	水道		箇所		⑪社会教育施設被害		箇所		
	病院	公立	箇所		⑫社会福 祉施設等 被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所				
	糞 し尿処理	箇所			鉄道不通	箇所		—	
	火葬場	箇所		鉄道施設	箇所				
	計	箇所		被害船舶(漁船)	隻				
	商業	件		空港	箇所				
⑨ 紅 緝	工業	件	水道	戸		—			
	その他	件	電話	部		—			
	計	件	電気	戸		—			
⑩ 公 立 文 教 施 設 被 害	小学校	箇所	ガス	戸		—			
	中学校	箇所	ブロック塀等	箇所		—			
	高校	箇所	都市施設	箇所					
	その他文教施設	箇所							
	計	箇所							
					被害総額				
公共施設被害市町村数					火災 発生	建物	件		
り災世帯数						危険物	件		
り災者数						その他	件		
消防職員出動延人数					消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)								
	市町村名	名称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告)									
<input type="radio"/> 災害発生場所 <input type="radio"/> 災害発生年月日 <input type="radio"/> 災害の種類概況 <input type="radio"/> 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意 <input type="radio"/> 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 									

被害区分		判断基準
① 人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月末満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住 家 被 害	床 上 浸 水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床 下 浸 水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住 家 被 害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。</p> <p>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附隨する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農 業 被 害	農 地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなってしまった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畠の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
共同利用施設		<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、产地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営 農 施 設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
畜 產 被 害		施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
そ の 他		上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河 川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	海 岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂 防 設 備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被 害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷藏施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑦ 林業被 害	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 产 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林產物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その 他	苗畠、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となつたもの及び流失し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

各機関との協定状況

	協定年月日	協定先
1	平成9年11月5日	北海道及び市長会・町村会
2	平成20年3月18日	遠別建設協会
3	平成20年5月1日	遠別郵便局
4	平成20年7月9日	コカ・コーラボトリング（株）
5	平成21年7月27日	留萌地方石油業協同組合
6	平成22年5月26日	北海道開発局
7	平成22年10月20日	北海道エルピーガス災害対策協議会
8	平成25年5月1日	J Aオロロン遠別支所
9	平成26年3月28日	財務省北海道財務局、北海道、北海道市長会、北海道町村会
10	平成26年4月28日	（株）北海道ロードサービス

1 自衛隊災害派遣要請方法

災害時における自衛隊の派遣要請については、次のとおりとする。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、人命及び財産の保護のため、おおむね次の基準により行う。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 地震、洪水、津波、豪雨等による災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急啓開に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 要請の手続

町長（総務課）は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（留萌振興局長）に依頼する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域および活動内容
- エ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 要請手続の特例

町長（総務課）は、人命の緊急救助に関し、知事（留萌振興局長）に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（留萌振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報することができる。

ただし、この場合、速やかに知事（留萌振興局長）に連絡し、上記(1)の手続を行う。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入れ準備の確立

町長は、知事（留萌振興局長）又は自衛隊より災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両器材等の保管場所の準備、その他受け入れのため必要な措置及び準備をする。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び留萌振興局地域政策部との連絡者を指名し、連絡にあたらせる。

ウ 救援活動計画

救援活動の内容、所要人員器材等の確保、その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に救援活動ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との救援活動計画等の協議

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と救援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

イ 道への報告

町長（総務課）は、部隊到着後及び必要に応じて次の事項を知事（留萌振興局長）に報告する。

（ア）派遣部隊の長の官職氏名

（イ）隊員数

（ウ）到着日時

（エ）従事している救援活動の内容及び状況

（オ）その他参考となる事項

4 派遣部隊撤収要請の手続

町長（総務課）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったと認められるときは、速やかに文書をもって知事（留萌振興局長）に、自衛隊の撤収要請を依頼する。

なお、日時を要するときは、口頭又は電話等で報告し、その後文書を提出する。

5 派遣要請先

陸上自衛隊

留萌駐屯地司令（第26普通科連隊第2科）

留萌市緑ヶ丘町1丁目 電話 0164-42-2655

6 経費等

- (1) 町は、次の費用を負担する。
 - ア 資材費及び機器・宿舎借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ 渋み取り料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び町において協議のうえ定める。
- (3) 派遣部隊は、町又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

7 派遣活動

派遣時における自衛隊の実施する活動等は、通常次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遺難者等の捜索救助
- (4) 水防・消防活動
- (5) 道路又は水路の啓開
- (6) 応急医療・救護及び防疫
- (7) 通信支援
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) その他

2 自衛隊派遣及び撤収要請文の様式

遠 総 号
平成 年 月 日

北海道知事様

遠別町長

自衛隊災害派遣要請について

このことについて、次のとおり別紙災害の状況及び派遣を要請する事由書
により自衛隊の災害派遣を要請いたします。

別紙 災害の状況及び派遣を要請する事由書

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を要請する期間

平成 年 月 日 時
～ 平成 年 月 日 時

3 派遣を希望する区域及び活動内容

区域（区域図を添付のこと）

活動内容

4 その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名

職 名

氏 名

電話番号

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと。

遠 総 号
平成 年 月 日

北海道知事様

遠別町長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

平成 年 月 日付遠総号をもって依頼した自衛隊の 派遣要請については、所期の目的を達成いたしましたので、次の日時をもって撤収の要請を依頼いたします。

記

撤収要請日時 平成 年 月 日 時 分

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるものほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察・情報収集
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合
 - ウ その他
災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者の搬送
 - (1) 現場救急
 - a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。
生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することに

より後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

① 一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

② 医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗することとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(カ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

エ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

オ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うこと必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困

難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請(前条第5号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入

体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先	FAX						
災害の状況・派遣理由	覺知	平成 年 月 日 時 分							
	災害発生日時	平成 年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災害名								
災害発生状況・措置状況									
派遣を必要とする区域			希望する活動内容						
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況 (障害物等) ほか)							
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車の手配状況						
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名) (職・氏名)								
無線連絡方法	(周波数) Hz								
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

第
平成 年 月
号 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

印,

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時									
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	<p>【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】</p> <p>【消防防災ヘリコプターによる活動内容】</p>								
災害発生状況・措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

遠別町 ヘリコプター着陸場所

箇所図

: 10,000

遠別小学校グラウンド

遠別農業高等学校グラウンド

生涯学習センター駐車場

遠別町野球場

遠別中学校グラウンド

ヘリコプター発着場所



遠別町 ヘリコプター着陸可能地 箇所図

遠別町の位置



凡例

● ヘリコプター発着場所

遠別町 避難所／避難場所一覧

【指定避難所／指定緊急避難場所 *福祉避難所】

	名称	施設				収容人員		避難施設の面積		保有設備						構造			
		所在地		連絡先		屋内 (人)	屋外 (人)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	トイレ	入浴・ 設備	給食 設備	冷暖房 設備	障害者用 トイ	エレベーター	スロープ	R造コ ンクリー ト含む, Sト	その他	階数
		郵便番号	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX														
1	遠別町立遠別小学校(校舎) (屋内体育館)	098-3543 098-3543	字本町5丁目15番地 字本町5丁目15番地	0163272021 0163272021	0163272022 0163272022	1630 278	0 0	3260 920		○ ○	×	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	○ ○	F2	
2	北海道遠別農業高等学校(校舎) (屋内体育館)	098-3541 098-3541	字北浜74番地1 字北浜74番地1	0163272376 0163272376	0163272376 0163272376	1938 320	0 0	6396 1059		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	F3	
3	幼児センター * 福祉避難所	098-3543	字本町5丁目15番地1	0163272744	0163272530	484	0	968		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F1	
4	農業振興センター	098-3542	字幸和81番地	0163271340	0163273270	172	0	344		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F2	

【一般避難所】

	名称	施設				収容人員		避難施設の面積		保有設備						構造			
		所在地		連絡先		屋内 (人)	屋外 (人)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	トイレ	入浴・ 設備	調理 設備	冷暖房 設備	障害者用 トイ	エレベーター	スロープ	R造コ ンクリー トを含む, Sト	その他	階数
		郵便番号	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX														
5	遠別町立遠別中学校(校舎) (屋内体育館)	098-3542 098-3542	字幸和405番地 字幸和406番地	0163272034 0163272034	0163271216 0163271216	1410 580	0 0	2820 1160		○ ○	×	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	○ ○	F2	
6	遠別町スポーツセンター	098-3542	字幸和11番地61	0163273299	0163273481	860	0	1720		○ ○	×	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	○ ○	F2	
7	遠別町生涯学習センター	098-3543	字本町4丁目1番地25	0163272245	0163273693	1480	0	2960		○ ○	×	○ ○	○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	F2	
8	久光部落会館	098-3511	字久光1017番地1	0163273400	-	250	0	500		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F1	
9	中央公民館	098-3512	字中央341番地2	0163273532	-	50	0	100		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F1	
10	共栄公民館	098-3521	字共栄244番地1	0163272127	-	50	0	100		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F1	
11	啓明婦人ホーム	098-3503	字啓明175番地2	0163273668	-	150	0	300		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F1	
12	郷土資料館収蔵庫	098-3502	字清川209番地2	0163272353	0163273956	500	0	1000		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F2	
13	丸松会館	098-3504	字丸松121番地8	0163273711	-	30	0	60		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F1	
14	北里公民館	098-3501	字北里117番地3	0163273675	-	100	0	200		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F1	
15	旭公民館	098-3531	字旭82番地8	0163273924	-	50	0	100		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F1	
16	歌越2会館	098-3532	字歌越162番地3	0163273941	-	31	0	63		○ ○	×	○ ○	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	F1	

【避難場所】

	名称	施設				収容人員		避難施設の面積		保有設備						構造			
		所在地		連絡先		屋内 (人)	屋外 (人)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	トイレ	入浴・ 設備	給食 設備	冷暖房 設備	障害者用 トイ	エレベーター	スロープ	R造コ ンクリー トを含む, Sト	その他	階数
		郵便番号	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX														
1	遠別町立遠別中学校グラウンド	098-3542	字幸和405番地	0163272034	0163271216	0	5400		10800	×	×	×	×	×	×	×	×		
2	遠別町立遠別小学校グラウンド	098-3543	字本町5丁目15番地	0163272021	0163272022	0	4800		9600	×	×	×	×	×	×	×	×		
3	北海道遠別農業高等学校グラウンド	098-3541	字北浜74番地1	0163272376	0163272376	0	7652		15304	×	×	×	×	×	×	×	×		
4	遠別町スポーツ公園	098-3541	字幸和405番地	0163273299	0163273481	0	15750		31500	×	×	×	×	×	×	×	×		
5	(道の駅)「富士見」	098-3534	字富士見46番地1	0163273939	0163273948														

遠別町 指定避難所（指定緊急避難場所）・一般避難所・避難場所 箇所図

14. 北里公民館

13. 丸松会館

11. 啓明婦人ホーム

12. 郷土資料館収蔵庫

⑦. 遠別町郷土資料館
収蔵庫グラウンド

8. 久光公民館

9. 中央会館

⑥. 旧中央小学校グラウンド

10. 共栄公民館

15. 旭公民館

16. 歌越2会館

⑧. (旧)えんべつふれあいセンター広場

遠別町市街図

1:10,000

凡例

- 避難所
- 避難場所

●危険物貯蔵所等所在一覧 (平成26年2月1日現在)

給油取扱所

事業所名	所在地	種別	品名	数量	指定数量
有限会社齊藤石油店	字本町2丁目 52-53-54番地	第4類	ガソリン 軽油 計	12,350 6,650 19,000	61.75倍 6.65倍 68.40倍
遠別石油株式会社	字本町3丁目 32番地	第4類	ガソリン 軽油 灯油 重油 潤滑油 計	14,000 16,000 20,000 800 1,500 52,300	70.00倍 16.00倍 20.00倍 0.40倍 0.25倍 106.65倍
ホクレン農業協同組合連合会	字本町3丁目 79番地	第4類	ガソリン 軽油 計	30,000 20,000 50,000	150.0倍 15.00倍 170.00倍
協栄コンクリート株式会社 (自家用)	字本町2丁目 95番地の3	第4類	軽油 灯油 潤滑油 計	19,000 9,500 1,000 29,500	19.00倍 9.50倍 0.50倍 29.00倍
株式会社共栄(自家用)	字富士見 152番地の1	第4類	ガソリン 軽油 灯油 計	9,500 9,500 9,500 28,500	47.50倍 9.50倍 9.50倍 66.50倍
遠碎工業株式会社(自家用)	字北浜79番地	第4類	軽油 計	28,500 28,500	28.50倍 28.50倍
遠別トラック株式会社(自家用)	字北浜 114番地の9	第4類	軽油 灯油 計	19,000 9,500 28,500	19.00倍 9.50倍 28.50倍

一般取扱所

事業所名	所在地	種別	品名	数量	指定数量
有限会社齊藤石油店	字本町1丁目 6番地の6	第4類	経由 灯油 計	20,000 48,000 68,000	20.00倍 48.00倍 68.00倍
遠別漁業協同組合	字本町3丁目 97番地	第4類	軽油 重油 計	4,000 2,000 6,000	4.00倍 1.00倍 5.00倍
渡辺燃料店	字本町2丁目 28番地	第4類	灯油 計	10,000 10,000	10.00倍 10.00倍

地下タンク貯蔵所

事業所名	所在地	種別	品名	数量	指定数量
有限会社齊藤石油店	字本町1丁目 6番地の6	第4類	灯油 経由 計	48,000 20,000 68,000	48.00倍 20.00倍 68.00倍
オロロン農業協同組合遠別支所 米穀乾燥調製施設	字久光 842~846番地	第4類	灯油 計	5,000 5,000	5.00倍 5.00倍
遠別町立遠別小学校	字本町5丁目 15番地の1	第4類	灯油 計	7,000 7,000	7.00倍 7.00倍
遠別町立遠別中学校	字幸和 405番地の1	第4類	重油 計	10,000 10,000	5.00倍 5.00倍
遠別町立国保病院	字本町1丁目 3番地の2	第4類	重油 計	5,000 5,000	2.50倍 2.50倍
旭温泉	字旭 294番地の2	第4類	灯油 計	10,000 10,000	10.00倍 10.00倍
遠別町老人福祉センター	字本町1丁目 1番地の3	第4類	重油 計	3,000 3,000	1.50倍 1.50倍
遠別町役場	字本町3丁目 37番地の42~45	第4類	重油 計	4,000 4,000	2.00倍 2.00倍
友愛苑	字本町6丁目 1番地の6	第4類	重油 計	8,000 8,000	4.00倍 4.00倍
生涯学習センター	字本町4丁目 1番地の25	第4類	重油 計	7,000 7,000	3.50倍 3.50倍
遠別漁業協同組合	字本町3丁目 97番地	第4類	灯油 重油	19,000 9,500	19.00倍 5.00倍

			計	28,500	24.00 倍
遠別農業高等学校	字北浜	第4類	重油 計	6,000 6,000	3.00 倍 3.00 倍

移動タンク貯蔵所

事業所名	所在地	種別	品名	数量	指定数量
有限会社齊藤石油店	字本町1丁目 6番地の6	第4類	軽油灯油 計	3,000 3,000	3.00倍 3.00倍
有限会社齊藤石油店	字本町1丁目 5番地	第4類	軽油灯油 計	4,000 4,000	4.00倍 4.00倍
有限会社齊藤石油店	字本町1丁目 6番地の6	第4類	軽油灯油 計	3,000 3,000	3.00倍 3.00倍
有限会社 齊藤石油店	字本町1丁目 6番地の6	第4類	軽油灯油 計	4,000 4,000	4.00倍 4.00倍
遠別石油 株式会社	字本町2丁目 13番地	第4類	軽油灯油 計	4,000 4,000	4.00倍 4.00倍
遠別石油株式会社	字本町2丁目 1番地	第4類	軽油灯油 計	4,000 4,000	4.00倍 4.00倍
遠別石油株式会社	字本町2丁目 1番地	第4類	軽油灯油 計	3,750 3,750	3.75倍 3.75倍
遠別石油株式会社	字本町2丁目 1番地	第4類	軽油灯油 計	3,000 3,000	3.00倍 3.00倍
渡辺燃料店	字本町2丁目 28番地	第4類	灯油 計	4,000 4,000	4.00倍 4.00倍
株式会社 遠別トラック	字北浜 114番地の8	第4類	軽油灯油 計	4,000 4,000	4.00倍 4.00倍
株式会社共栄(自家用)	字富士見 152番地の5	第4類	軽油灯油 計	4,000 4,000	4.00倍 4.00倍
遠別石油株式会社	字本町2丁目 1番地	第4類	軽油灯油 計	3,000 3,000	3.00倍 3.00倍

屋外タンク貯蔵所

事業所名	所在地	種別	品名	数量	指定数量
協栄コンクリート株式会社	字本町1丁目 7番地の1	第4類	重油 計	10,000 10,000	5.00倍 5.00倍
大成口テック株式会社遠別合材工場	字北浜 146番地	第4類	重油 計	30,000 30,000	15.00倍 15.00倍

●水防区域及び整備計画 (平成 26 年 5 月 1 日現在)

番号	区画	危険区域				予想される被害				整備計画			
		地図名	地図名	水深名	測川名	流失(断続体制)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸数)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関
1	1	定期測	定期測	トマタウシヨウイ 川	普通 トマタウシヨウイ 川	河口から 0~3.5m	右岸 3,500 左岸 3,000	溢水	6	賃貸金油蔵	細 鈴	川	計画検討中
2	2	n	定期2	オタコシベツ川	普通 オタコシベツ川	合流点から 0~2.0m	右岸 2,000 左岸 1,800			河道排水貯留槽	川 3 細 5	川	計画検討中
3	3	n	n	普通	普通 サガリ川	合流点から 0~2.0m	右岸 2,000 左岸 1,800		0	河道排水貯留槽	細 1	川	n
4	4	n	和松	八日アカナナイ川	普通 ハロマウツナナイ川	合流点から 0~7.0m	右岸 5,400 左岸 4,000	溢水	11	道道丸山線 道道丸山原野幹線	細 66	川	計画検討中
5	5	n	翠和	遠別川	普通 中学橋川	合流点から 0~1.5m	右岸 1,500 左岸 200	n	73 84	中学校 1 浄水場 1	細 2	n	n
6	6	n	鮎	毛才コシベツ川	普通 郡榮川	合流点から 0~1.5m	右岸 1,300 左岸 1,500	n		町道鮎野原野支線 町道鮎野原野幹線	細 5	川	計画検討中
7	7	n	n	普通	モオコシベツ川	合流点から 0~4.0m	右岸 3,000 左岸 1,500	n	11	道道鮎原底見線	細 30	川	n
8	8	n	新川	サツシ川	2級 サツシ川	大手代橋から 9~1.5m	右岸 7,300 左岸 1,000	溢水	20	道道新川線	細 10	川	n
9	9	n	n	普通	ビシヌクシエツツナナイ川	合流点から 0~5.0m	右岸 4,100 左岸 1,300	n	12		細 30	n	改修工事(実現 3)
10	10	n	東斯	豊溝川	2級豊明川	豊溝橋から下流 0 ~3.0m	右岸 1,500 左岸 1,000	n	4	道道各務遠別線	細 15	川	改修工事(実現 7~)
11	11	n	大戦	n	n	鶴居川下流	右岸 900 左岸 1,000	n	3	n	川 20 細 15	n	改修工事(計画中)
12	12	n	定期2	オタコシベツ川	2級 オタコシベツ川	林野原から下流 0~2.5m	右岸 2,500 左岸 1,000		1	炳道越野乙女 線	川 5	川	改修工事(計画中)
13	13	n	津明	サツシ川	2級 サツシ川	河口から 0~1.8m	右岸 1,400 左岸 50	n	2	道道津明牛川線	細 3	n	改修工事(計画中)
14	14	n	久光	遠別川	2級 遠別川	牛吳橋から下流 0.05m	右岸 50 左岸 50	n	5		細 5	n	改修工事(計画中)

● 地すべり・かがり崩れ等危険区域及び整備計画 (平成 26 年 5 月 1 日現在)

番号	危険区域の現況					予想される被害					法令等における指定状況					整備計画	
	地図	地割名	地名	面積(ha)	危険区域 面積(ha)	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	施設位置 (建設期)	施設位置 (完成期)
1	1	特別制	片成	駅	3.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	n	n	n	n	19.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
3	3	n	n	n	n	9.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
4	4	n	音越	駅	26.0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
5	5	n	大成	駅	13.0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
6	6	n	波延2	駅	5.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
7	7	n	n	n	n	3.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
8	8	n	小松地先	駅	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
9	9	n	波延2	駅	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
10	10	n	n	駅	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
11	11	n	波延3	駅	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
12	12	n	n	駅	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
13	13	n	中央1	駅	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
14	14	n	n	駅	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
15	15	n	中央2	駅	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n	n
16	16	n	大成	駅	5.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	道 (建設期)	道 (完成期)

●高潮・高潮・津波等危険区域及び整備計画 (平成 26 年 5 月 1 日現在)

番 号	露 頭 面	構 造 物 名	海 岸 距 離 (m)	現 状			予 想 さ れ る 被 害			法令等に付ける指定状況			整 備 計 画
				海岸保全施設の設置延長(m)	海岸保全施設の設置延長(m)	海岸保全施設の設置延長(m)	道路	その他	指定範囲	法令名	指定年月日	指定番号	
1 1	堤防	丸松	2,899	2,890	7,911	8	新規 計画	道	道	新規法	昭和 41. 1	1228	○
2 2	堤防	北田	2,610	2,610	135	13	n	n	n	n	n	n	n
3 3	堤防	原・北端	2,050	2,050	1,530	7	昭和 23. 2. 12 新規計画	烟	n	n	n	n	n
4 4	堤防	北端	270	270	n	7	新規 計画	烟	n	n	n	n	n
5 5	堤防	金浦	3,910	3,910	3,910	5	昭和 23. 2. 12 新規計画	煙	n	n	n	n	n
6 6	堤防	西4見	2,730	2,730	n	13	昭和 23. 2. 12 新規計画	烟	n	n	n	n	n
7 7	堤防~斜面	北端~斜面	3,049	3,049	3,049	2	新規 計画	烟	n	n	平成 17. 4. 28	1007	△

●土石流危険区域及び整備計画 (平成 26 年 5 月 1 日現在)

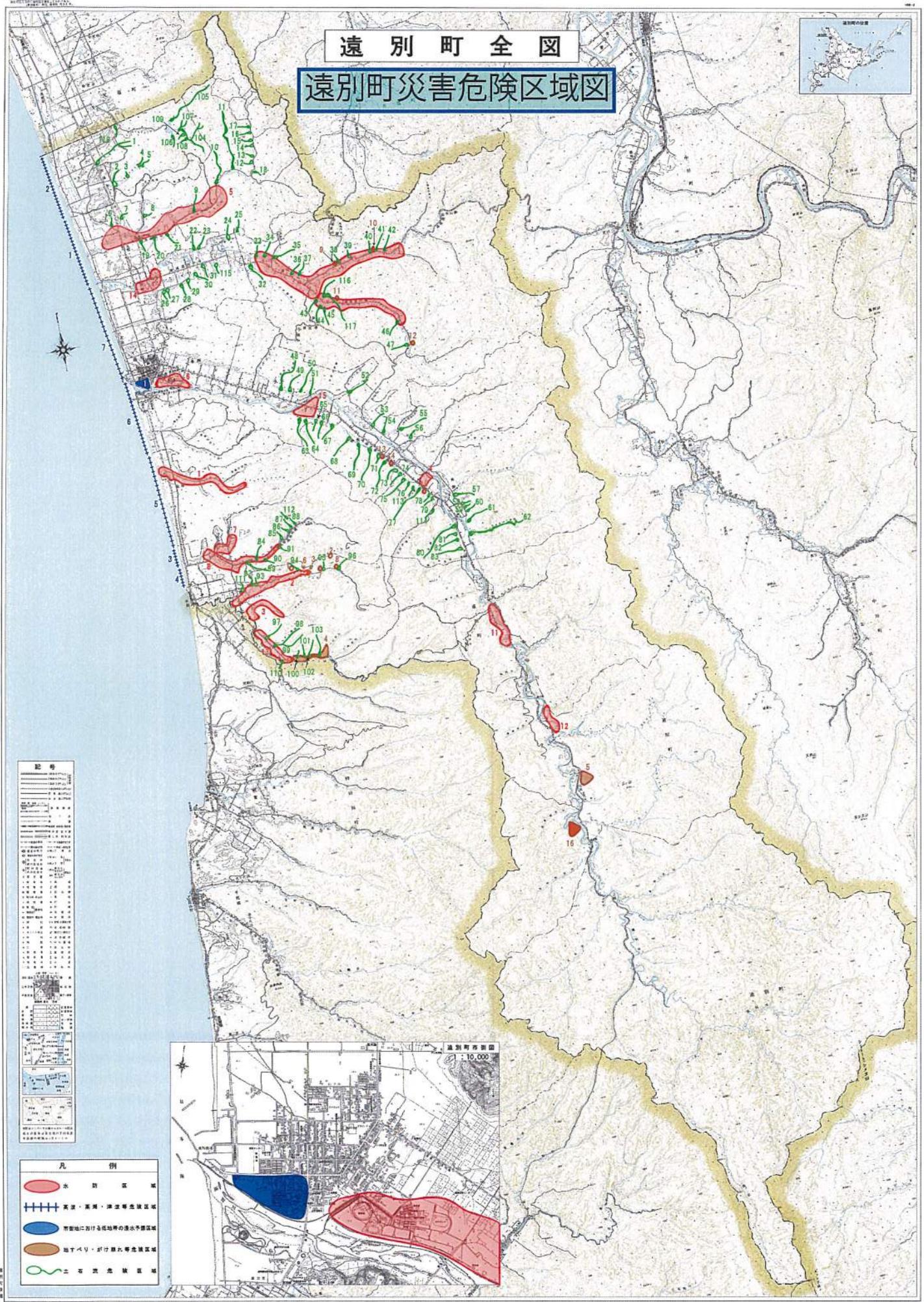
番号	危険区域の現況				想定被害				対応方針				実施機関	概要
	開削箇所	長城名	水系名	河川名	浸没名	浸流距離	渓流水量	渓流水量	砂防指定地	住家(戸数)	公共施設	その他		
1	1	遠削断	北型	キビシナイト川	花型川	北型川~1		2.2	33		10	国道232号		
2	2	N	N	ヤマダチナイト川	ヤマダチナイト川	北型川~3		1.1	9		8	町道北型川線		
3	3	N	N	N	N	北型川~4		0.2	1		8			
4	4	N	B	N	N	北型川~5		0.2	1		8			
5	5	N	N	N	N	北型川~6		0.9	8		8			
6	6	N	丸松	八口マツナイト川	丸松川~1	丸松川~1		0.9	7		6	町道丸松北型川線		
7	7	N	N	N	N	丸松川~2		0.5	2		10			
8	8	N	N	N	N	丸松川~3		0.3	3		10	町道丸松馬場		
9	9	N	B	N	N	丸松川~4		1.1	1		10	道道北型川線		
10	10	N	N	N	N	丸松川~5		0.6	4		12	町道丸松原野線		
11	11	N	N	N	N	丸松川~6		2.7	21		12	丸松川		
12	12	N	N	N	N	丸松川~7		0.3	2		7	丸松川		
13	13	H	H	N	N	丸松川~8		0.2	1		7	丸松川		
14	14	N	N	N	N	丸松川~9		0.5	4		9	丸松川		
15	15	N	N	N	N	丸松川~10		0.2	1		8	丸松川		
16	16	N	N	N	N	丸松川~11		0.4	2		7	丸松川		
17	17	N	N	N	N	丸松川~12		0.4	2		8	丸松川		
18	18	N	N	N	N	丸松川~13		0.1	1		10	丸松川		
19	19	H	H	N	N	丸松川~14		0.1	1		15	道道丸松線		
20	20	H	N	N	N	丸松川~15		0.3	1		15	丸松川		
21	21	G	N	N	N	丸松川~16		0.2	1		15	丸松川		
22	22	H	N	カツラガリ川	カツラガリ川	丸松川~17		0.3	1		10			
23	23	H	N	N	N	丸松川~18		0.7	5		8	丸松川		
24	24	G	B	N	N	丸松川~19		0.4	2		30			
25	25	H	N	N	N	丸松川~20		0.9	9		30			
26	26	H	皆原	N	N	皆原川		0.4	2		10	郷道皆原野瀬線		
27	27	H	N	N	N	皆原川~1		0.4	1		8	皆原川		
28	28	N	N	G	N	皆原川~2		0.5	3		10	皆原川		
29	29	H	N	N	N	皆原川~3		0.3	1		10	皆原川		
30	30	H	N	N	N	皆原川~4		0.4	2		8	皆原川		
31	31	H	N	N	N	皆原川~5		0.4	2		13	皆原川		
32	32	H	N	カツラガリ川	N	皆原川~6		0.6	6		8	皆原川		
33	33	N	Q	N	N	ウツタ川		0.4	2		15	ウツタ川		
34	34	H	P	N	N	ウツタ川		0.5	3		15	ウツタ川		
35	35	H	B	N	N	三郎村川		0.4	4		15	三郎村川		
36	36	H	N	N	N	ウツタ川		0.4	2		15	ウツタ川		
37	37	H	Q	N	N	皆原川~7		0.6	6		8	皆原川		
38	38	N	B	N	N	皆原川~8		0.3	1		10	皆原川		
39	39	H	N	N	N	皆原川~9		0.4	2		15	皆原川		
40	40	N	U	N	N	皆原川~10		0.3	1		10	皆原川		
41	41	H	N	N	N	皆原川~11		0.1	1		15	皆原川		
42	42	G	N	N	N	皆原川~12		0.1	1		15	皆原川		

番号	危険区域の見証			河川名	渓流名	渓流落点	渓流標記	辨識指定地 年月日	住家 (戸)	公共 施設 側面	造路	その他	実施機関	概要	
	町村名	区域名	水系名												
…道	國面			ミシマクリュウツナ-1引	俗用-1 2		0.5	3						N	N
43	N	H	a	ミシマクリュウツナ-1引	俗用-1 3		0.6	6						N	N
44	N	H	a		俗用-1 4		0.9	8						N	N
45	N	H	a		俗用-1 5		1.2	12						B	B
46	N	H	a		俗用-1 6		0.6	4						S	S
47	N	H	a		久光-1		1.6	14						N	N
48	N	H	a	久光ノ裏用	九馬ノ裏用		1.6	14						N	N
49	N	H	a		久光-2		0.7	3						B	B
50	N	H	a		久光-3		0.8	4						B	B
51	51	H	H		久光-4		0.8	4						B	B
52	52	H	H		ゴン手の武用	中火-1	0.4	2						N	N
53	53	H	H		ゴン手の武用	中火-2	0.5	5						B	B
54	54	H	H		山形軍体の波用	中火-3	0.5	5						N	N
55	55	H	H		山形軍体の波用	中火-4	1.6	20						B	B
56	56	H	H		山形軍体の波用	中火-5	0.2	1						A	A
57	57	H	H	美濃	パンケホロベツ川	2 4時ノ表	0.3	8						N	N
58	58	H	H			2 5時の波-	0.4	3						N	N
59	59	H	H			2 5時の波-	0.2	2						B	B
60	60	H	H			2 5時の波-	0.2	1						N	N
61	61	S	H			2 5時の波-	0.4	3						B	B
62	62	H	H		パンケホロベツ川	2 5時の波-	2	40						B	B
63	63	H	H	久光		中火用	1	10						B	B
64	64	H	H			中火用	0.4	4						B	B
65	65	P	H			中火用	0.2	1						B	B
66	66	H	H			久光-8	0.2	2						H	H
67	67	H	H	中火		中火-6	0.6	7						H	H
68	68	H	H			中火-7	0.8	8						H	H
69	69	H	H			中火-8	1	8						H	H
70	70	H	H			中火-9	1.3	16						H	H
71	71	H	H			中火-10	0.2	1						H	H
72	72	H	H			4時-11	1.2	12						B	B
73	73	H	H	美濃		中火-12	0.3	2						N	N
74	74	H	H			長榮-1	0.4	3						N	N
75	75	H	H			長榮-2	0.3	2						B	B
76	76	H	H			其榮-1	0.9	5						H	H
77	77	H	H			其榮-3	0.4	3						B	B
78	78	H	H			其榮-4	0.2	4						B	B
79	79	H	H			其榮-5	0.3	1						B	B
80	80	S	H			其榮-6	1.9	19						B	B

番号	流域区分			河川名			河流名			河流概况			船舶活性化・ 停泊港等・ 停泊日数			公共 施設 (施)			道路			その他			実施機関				
	流域名	区域名	水系名	流域長	流域面積	河川番号	流域長	流域面積	河川番号	流域長	流域面積	河川番号	流域長	流域面積	河川番号	流域長	流域面積	河川番号	流域長	流域面積	河川番号	流域長	流域面積	河川番号	流域長	流域面積	河川番号	流域長	流域面積
一連	流域	山野科村	山野科村																										
81	81	8	H	H	H																								
82	82	B	H	H	H																								
83	83	B	H	H	H																								
84	84	B	H	H	H																								
85	85	B	H	H	H																								
86	86	A	H	H	H																								
87	87	A	H	H	H																								
88	88	B	H	H	H																								
89	89	B	H	H	H																								
90	90	B	H	H	H																								
91	91	H	H	H	H																								
92	92	S	H	H	H																								
93	93	H	H	H	H																								
94	94	H	H	H	H																								
95	95	N	H	H	H																								
96	96	N	H	H	H																								
97	97	B	H	H	H																								
98	98	N	H	H	H																								
99	99	H	H	H	H																								
100	100	H	H	H	H																								
101	101	H	H	H	H																								
102	102	H	H	H	H																								
103	103	B	H	H	H																								
104	104	N	H	H	H																								
105	105	B	H	H	H																								
106	106	B	H	H	H																								
107	107	B	H	H	H																								
108	108	B	H	H	H																								
109	109	B	H	H	H																								
110	110	H	H	H	H																								
111	111	B	H	H	H																								
112	112	A	H	H	H																								
113	113	B	H	H	H																								
114	114	B	H	H	H																								
115	115	B	H	H	H																								
116	116	B	H	H	H																								
117	117	S	H	H	H																								
118	118	B	H	H	H																								

●市街地における低地帯の浸水予測区域及び整備計画 (平成26年5月1日現在)

番号	危険区域の現況					今想される被災					法令等に応じる指定状況					整備計画	
	図面	管轄科名	地区名	場所	危険区域 面積(ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 範囲	法令名	指定期間 年月日	指定 番号	免震区域との関連	実施概要	概要
1	延勢町	街街	本郷	11.3	184	町道1丁目通り線					一部	一部			該	計画候補中	



《災害記録》

災害年月日	発生地区	災害種類	内容(原因)	損害額 (千円)
昭和 50. 1. 5~6	本町・啓明	融雪出水	床上浸水 7棟 開拓専用水道配水管流出	2,000
昭和 50. 4. 9	北浜	強風波浪	農地海岸侵食	252,000
昭和 50. 5. 2	中央・清川	融雪出水	河川欠壊 4カ所 (ウツツ川、モオタコシベツ川) 道路欠壊 3カ所	92,300
昭和 50. 9. 6、8~9	町全域	豪雨	床下浸水 114棟 農業被害(田 5ha、畑 1,447ha) 河川欠壊 10カ所 道路欠壊 30カ所	166,135
昭和 51. 2. 2~3	北浜	強風波浪	農地海岸侵食	350,000
昭和 51. 4. 24	東野・金浦	融雪出水	河川欠壊 4カ所(オモシリシベツ川、トマタウシュナイ川)	10,795
昭和 51. 4. 24~5. 3	中央・大成	豪雨	河川欠壊 2ヶ所(遠別川)	41,500
昭和 51. 11. 15	歌越	強風	歌越小中学校校舎一部破損	200
昭和 52. 4. 12	東野・北里・共栄	融雪降雨	河川欠壊 3カ所	8,973
昭和 52. 9. 26	啓明	強風波浪	農地海岸侵食	291,140
昭和 54. 4. 初旬	歌越・東野	融雪出水	河川欠壊 4カ所(大助川、サラボオマナイ川、オモシリシベツ川)	18,200
昭和 54. 8. 18	遠別沖	暴風雨	漁具破損 1件(定置網)	860
昭和 54. 10. 20	遠別沖	台風 20号	漁具破損 2件(定置網) ほたて養殖施設破損 1件	36,911
昭和 55. 4. 18~21	啓明・清川・久光・東野	融雪降雨	農業用水路欠壊 2カ所 農業用頭首工欠壊 2カ所	1,210,000
昭和 55. 4. 19~21	北里	融雪降雨	河川欠壊 3カ所	113,340
昭和 55. 12. 4	北浜・啓明	強風	海岸護岸侵食、遠別農業高等学 校体育館屋根破損	300,094
昭和 56. 4. 22~29	歌越・金浦 ・共栄・中央 ・清川	融雪出水	河川欠壊 7カ所 (サラボオマナイ川、トマタウシユナイ川、助エ門川)	338,500

昭和 56. 8. 3~5	町全域	豪雨	農業被害(田 15ha、畑 165ha) 河川欠壊 3 力所 (サカ川、モオタコシベツ川、サラボオマナイ川) 道路欠壊 1 力所(東野乙支線、農業用頭首工欠壊 2 力所) 外	349,166
昭和 56. 8. 23	町全域	台風 15 号	住家一部破損 24 棟 農業被害(田 20ha、畑 79ha) 東野農道吊橋流出 啓明農地海岸侵食	191,305
昭和 56. 10. 23~24	遠別沖	暴風雨	漁具破損 2 件(定置網)	20,000
昭和 57. 5. 7	金浦・丸松	融雪出水	河川欠壊 2 力所(トマタウシュナイ川、パロマウ>NNAI川)	22,000
昭和 57. 10. 25	啓明・遠別沖	暴風	営農施設全壊 1 棟(サイロ) 漁具破損 1 件(ほたて養殖カゴ)	3,675
昭和 58. 1. 27	北浜	暴風波浪	農地海岸侵食	300,000
昭和 58. 10. 5	北浜	暴風	農地海岸侵食	100,000
昭和 59. 5. 1~5	金浦	融雪出水	河川欠壊 2 力所	10,000
昭和 59. 8. 23	町全域	台風 10 号	農業被害(田 30ha、畑 40ha)	6,000
昭和 60. 4. 4~5	中央・金浦・清川	融雪出水	農業用水路欠壊 3 力所 河川欠壊 3 力所(トマタウシュナイ川) 林道欠壊 1 力所	122,402
昭和 61. 4. 10	富士見・清川	融雪出水	農業用水路欠壊 3 力所	213,000
昭和 61. 9. 22	町全域	強風	住家一部破損 18 棟 外	6,884
昭和 62. 4. 21~29	清川・中央・共栄・歌越・旭	融雪出水	農業用水路欠壊 5 力所(三田村川、ルベシュベ川、中央用水路、共栄 24 号沢川、歌越排水路) 河川欠壊 2 力所 道路欠壊 2 力所	266,000
昭和 62. 8. 31~9. 1	中央・啓明・遠別沖	台風 12 号	防風網、ビニールハウス破損 漁具破損 1 件(定置網)	25,692
昭和 62. 11. 24	町全域	暴風雪波浪	住家一部破損 11 棟 外	21,010
昭和 63. 3. 30	歌越	落雪	落雪下敷き(死者 1 名)	
昭和 63. 4. 11~21	金浦・丸松・清	融雪出水	河川欠壊 1 力所	206,000

	川・久光		(トマタウシュナイ川) 橋梁流出 1 力所 農業用水路欠壊 4 力所	
昭和 63. 8. 26	北里	大雨	道路欠壊 1 力所	1,000
平成元. 3. 30～ 4. 13	金浦・旭・中 央・歌越	融雪出水	農業用水路欠壊 4 力所 ため池堤体流出 1 力所 橋梁流出 1 力所 河川欠壊 3 力所 (サ力川)	158,000
平成 2. 4 月初旬	中央・北浜・北 里・歌越・清川	融雪出水	農業用水路欠壊 3 力所 河川欠壊 2 力所	223,515
平成 2. 4. 8～9	町全域	暴風	ビニールハウス破損 15 棟	540
平成 2. 5. 16	町全域	霜	農業被害 (畠 12ha)	4,200
平成 2. 8. 22	清川	大雨	林道欠壊 4 力所	9,016
平成 2. 11. 10～11	町全域	強風波浪	非住家 (車庫) 全壊及び半壊 53 棟 外	39,695
平成 3. 4 月初旬	中央・久光・金 浦・歌越・旭・ 清川	融雪出水	農業用水路欠壊 5 力所 河川欠壊 6 力所 (サ力川、モオタ コシベツ川、トマタウシュナイ 川、ピシュクシュウツナイ川) 道路欠壊 1 力所 (遠別原野乙支 線)	218,504
平成 4. 4 月初旬	清川・金浦・歌 越・富士見	融雪出水	農業用水路欠壊 3 力所 河川欠壊 6 力所 (サ力川、サラボ オマナイ川、トマタウシュナイ 川、クマウシュナイ川) 道路欠壊 1 力所 (遠別原野乙支 線)	171,916
平成 4. 7. 30～31	町全域	大雨	床下浸水 8 棟 農業被害 (田 4ha、畠 33ha) 農業用水路欠壊 7 力所 河川欠壊 2 力所 道路欠壊 7 力所 スポーツ公園冠水 吊橋流出 2 件 外	174,597
平成 5. 4. 13～18	富士見・中央・ 清川・金浦・歌	融雪出水	農業用水路法崩れ 4 力所 河川・法面崩壊 4 力所 (トマタウ	184,698

	越		シユナイ川、サラボオマナイ川、サカ川、ウツツ川)	
平成 5. 8. 27	啓明・清川	台風 11 号	河川・法面崩壊 2 力所	23, 119
平成 6. 4. 16~17 5. 16	金浦・旭・清川 ・北浜・歌越	融雪出水	農業用水路法面崩れ 4 力所 河川・法面崩壊 4 力所 (モオタコ シベツ川、トマタウシユナイ川) 林道盛土決壊 3 力所 (清川ルベシ線)	124, 677
平成 6. 10. 13	町全域	暴風	住宅一部破損 1 棟 ビニールハウス破損 21 棟 街路灯倒壊 1 基	1, 744
平成 7. 4. 5~9	富士見・旭・清 川・中央・歌越	融雪出水	排水路法面崩壊 2 力所 用水路法面崩壊 2 力所 橋梁法面崩壊 1 力所 河川法面崩壊及び川床低下 2 力 所	127, 784
平成 7. 11. 7~9	町全域	暴風	住宅一部破損 2 棟 外	3, 793
平成 8. 4 月上旬	丸松・久光・中 央・共栄・金浦	融雪出水	農業被害 7 力所	100, 142
平成 8. 10. 8	町全域	強風降雹	住宅一部損壊 6 棟 農業被害 137ha 外	17, 983
平成 8. 10. 26	北浜	暴風波浪	土木被害 (海岸) 1 力所	182, 465
平成 9. 3. 30~31	幸和・久光・啓 明	強風	非住家半壊 1 棟 ビニールハウス破損 23 力所	5, 500
平成 9. 4. 26~5. 2	丸松・久光・中 央・富士見	融雪出水	排水路法面崩壊 5 力所 公園被害 1 力所	52, 308
平成 9. 8. 3	東野・中央・久 光・清川	大雨	農業被害 2 件 排水路法面崩壊 1 力所 林道法面崩壊 1 力所	1, 800
平成 9. 8. 5	東野・富士見・ 北里	大雨	町道法面崩壊 1 力所 農業被害 1 件	16, 500
平成 10. 1. 7~8	国道 232 号 遠別～天塩	吹雪	国道通行止め	
平成 10. 4. 16	歌越・久光・清 川・北浜・中 央・富士見	融雪出水	排水路法面崩壊 3 力所 河川法面崩壊 2 力所 町道法面崩壊 4 力所	91, 691

平成 10. 9. 16	本町	強風	住宅一部破損 1 棟 水産施設破損 1 棟	1, 990
平成 10. 10. 20	本町・北浜・啓明・幸和・久光・中央・共栄・歌越・北里	強風	住宅一部破損 2 棟 非住家半壊 1 棟 ビニールハウス破損 8 棟 海岸侵食(遠別海岸) 5 力所	528, 910
平成 11. 4. 24~	清川・歌越・中央・丸松	融雪出水	排水路法面崩壊 3 力所 河川決壊 1 力所(ビシュクシュツナイ川)	54, 603
平成 11. 7. 28~	本町・東野・大成・富士見・久光・歌越・幸和・中央・清川・共栄	大雨	床下浸水 1 棟 農作物被害(田 9. 2ha 畑 16. 7ha) 農業用施設 1 力所(第 3 頭首工) 遠別川河川決壊 1 力所 道路法面崩壊 1 力所(道道豊富遠別線) 河川土砂閉塞 1 力所(七曲川) 道路地すべり 1 力所(町道丸松原野線) 共同利用施設半壊(サケ捕獲場) 林道盛土決壊・路肩崩壊・山側法面崩壊 7 力所(林道ルベシ線、林道清川ルベシ線、広域林道男能富丸松線) 観光施設冠水	287, 418
平成 12. 4. 22	歌越・北里	融雪出水	河川決壊 1 カ所(サラポオマナイ川) 農業用施設 2 ケ所(排水路法面決壊)	32, 000
平成 12. 10. 8	中央・清川・北里	大雨	町道決壊 1 カ所(町道北里山手支線) 林道排水施設工流出・盛土流出・路盤流出・路肩決壊 4 力所(林道中央線・ルベシ線・清川ルベシ線)	21, 300
平成 13. 2. 2~3	国道 232 号 天塩~初山別	吹雪	国道通行止め	

平成 13. 4. 18~20	歌越・中央・北里	融雪出水	農業用施設 2 カ所（排水路法面 決壊・水路埋塞） 農地路肩決壊 1 カ所 河川決壊 1 カ所（サラボオマナ イ川）	55,000
平成 13. 7. 24	北里・啓明	大雨	床下浸水 2 棟 農作物被害（畝 0.98ha） 道路決壊 1 カ所（町道北里山手 線）	19,000
平成 13. 9. 17	清川	大雨	農作物被害（畝 1.20ha）	750
平成 14. 10. 2	歌越・中央・ 北里	台風 21 号	共同利用施設 1 カ所（農業振興 センター ビニールハウス破損） 営農施設 34 ケ所（ビニールハウ ス破損・牛舎・サイロ等破損） 教育施設被害 1 件（遠別ふれあ いセンター一部破損）	3,960
平成 15. 4. 17	幸和・久光・ 旭	暴風	共同利用施設 1 カ所（農業振興セ ンター ビニールハウス破損） 営農施設 2 件（ビニールハウス破損・畜 舎屋根剥離）	103
平成 16. 9. 8	本町全域	台風 18 号	住宅被害 163 件（半壊 6 棟、一部 破損 79 棟、車庫、倉庫等 78 棟） 農業被害（農作物、共同利用施 設、営農施設ほか） 漁業被害（共同利用施設、定置網 杓子養殖籠、底建網ほか） 林業被害（一般民有林） 商工業被害（商工業施設） 公共施設等（病院ほか） その他（農地海岸保全施設等）	1,416,537
平成 17. 2. 21~22	国道 232 号 遠別～天塩	吹雪	国道通行止め	
平成 17. 3. 7	本町	落雪	住宅一部破損 1 件	400
平成 22. 7. 18~19	幸和～東野	大雨	住宅床上浸水 1 世帯 農業被害、土木被害、水産被害、 林業被害	23,910

平成 22. 7. 28~29	幸和～東野	大雨	農業被害、土木被害、水産被害、林業被害	28, 490
平成 22. 8. 13~14	全域	大雨	住家被害、農業被害、土木被害、水産被害、林業被害、衛生被害	367, 600

○遠別町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和58年3月17日条例第7号

改正

平成5年9月29日条例第10号

遠別町災害弔慰金の支給等に関する条例

遠別町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例（昭和50年条例第8号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異状な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下、この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父・母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規定で定めるところに

より支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項の規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円

ウ 住居が半壊した場合270万円

- エ 住居が全壊した場合350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円
 - イ 住居が半壊した場合170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と「170万円」とあるのは「250万円」と「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は、半年賦償還）とする。

- 2 債還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 債還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年9月29日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

遠別町防災備蓄計画



平成26年3月

遠別町

目 次

1 総則 ······	5 9
(1) 本計画の位置づけ	
(2) 基本的な考え方	
(3) 行政備蓄の対象人口	
2 備蓄品目 ······	6 3
(1) 食料	
(2) 生活必需品	
(3) 避難所資機材	
3 備蓄目標 ······	6 4
(1) 食料	
(2) 生活必需品	
(3) 避難所資機材	
4 備蓄品計画 ······	6 6
(1) 食料及び生活必需品	
(2) 避難所資機材	
5 備蓄品倉庫 ······	6 7
(1) 備蓄品倉庫について	
(2) 備蓄品倉庫の体制	
6 家庭内備蓄の推進 ······	6 8
7 流通在庫備蓄の推進 ······	6 8
* 備蓄品購入計画表 ······	6 9

1 総則

(1) 本計画の位置付け

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震の規模がマグニチュード 9.0 と日本観測史上最大の地震災害になりました。さらに、地震に伴う津波や福島第一原子力発電所の事故により、東北地方を中心に、多数の死者・行方不明者・避難者が生じるとともに、建築物の倒壊や各種ライフラインの寸断、道路・鉄道等の基盤施設の損壊など未曾有の大災害をもたらしました。

この東日本大震災の発生は、国・地方公共団体等の住宅耐震化整備、避難施設、防潮堤等の整備、食料・資機材の備蓄、ハザードマップの作成など、各種防災対策の推進に大きな教訓を与えることとなりました。また、全国の自治体では防災対策の基本となる地域防災計画の見直しが進められています。

本町においても、津波避難計画の策定や海拔表示板の設置、緊急速報メールの導入等さまざまな減災ソフト対策に取り組み、平成 26 年度には地域防災計画の見直しを行う予定です。

このような取り組みのひとつとして、災害対策基本法に基づく遠別町地域防災計画に包括的に記載された備蓄体制の整備計画に基づき、その具体的な個別計画として「遠別町防災備蓄計画」を策定するものです。

なお、本計画は今後新たな災害被害想定や国・北海道からの災害時備蓄指針等が示された場合には、その都度検討し、修正等を行うこととします。

(2) 基本的な考え方

本計画における災害時の備蓄体制の構築については、①自助（自らの力で行う）、②共助（事業者や自主防災組織等が助け合う）、③公助（公的機関が支援を行う）の考え方により実施することとします。

また、備蓄体制については、町が行う行政備蓄をはじめとして、町民による平時からの家庭内備蓄の促進や、流通在庫備蓄等の考え方を踏まえ、町民や行政が一体となって備蓄体制の整備を推進することを基本とします。

上記の考え方に基づき、本計画においては、町が行う行政備蓄に関する計画について重点的に具体化するものであり、行政備蓄の整備に係る計画期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間とします。

【参考】

○家庭内備蓄

家庭内備蓄とは、町民が自らの家庭内において3日分以上の食料や飲料水の備蓄を行うなど、日頃から災害時に必要な物資を備えておくことをいいます。災害時には被災地域における流通機能が停止するなど、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが想定されることから、各家庭における備蓄を促進していく必要があります。

○流通在庫備蓄

流通在庫備蓄とは、地域の食料品店などの事業所等と町があらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資（食料や生活必需品等）を調達することをいいます。この流通在庫備蓄を活用していくことによって、町全体の備蓄体制の構築に努めるとともに、平時から事業所等との協定書を積極的に締結することによって、円滑な物資の調達体制を確保していくことが必要です。

○行政備蓄

行政備蓄とは、町が平時から行う食料等の備蓄をいいます。大規模な災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者が発生することが予想されることから、行政備蓄として平時から食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な防災資機材等の備蓄を行うことが必要です。

(3) 行政備蓄の対象人口

行政備蓄の対象人口は、想定される最大規模の災害として、北海道から公表された北海道太平洋沿岸に係る津波浸水予測に基づき作成した「遠別町津波避難計画」第2章1の津波浸水予想地域の想定人口（366世帯、832人）を行政備蓄の対象人口とし、そのほか町民全員に対する食料及び生活必需品の備蓄については、町が行う行政備蓄に加え、家庭内備蓄、流通在庫備蓄によって複合的かつ重層的に備蓄体制（表1）を整備していくこととします。

本計画においては、行政備蓄の対象人口の備蓄数量の算出を行うこととします。また、年齢区分別に必要となる備蓄品については、表2の対象人数に基づき算出することとします。

表1

区分	家庭内備蓄	流通在庫備蓄	行政備蓄	計
割合	62%	10%	28%	100%
対象人口	1,815人	292人	832人	2,939人

表2

区分	対象人 数	備蓄品目
総対象人口	832人	飲料水、毛布・寝袋、座布団、タオル
0歳	7人	粉ミルク、紙おむつ
1~2歳	15人	アルファ米等（おかゆ）、紙おむつ
3~69歳	566人	アルファ米等
70歳以上	246人	アルファ米等（おかゆ）
女性（10~55歳）	160人	生理用品
施設入所者	70人	紙おむつ

※構成割合は住民基本台帳（H25.12.1現在）及び特別養護老人ホーム入所者（H26.1.31）

参考（遠別町津波避難計画 第2章）

1 ※津波浸水予想地域の想定

地区	世帯数	人口(人)	備 考
汐見町	90	194	
錦町	94	195	
1区	139	297	
2区	11	21	・本町1丁目
3区	24	103	・本町1丁目 *施設入所者含む
富士見	4	11	・海岸付近(国道232号線から海岸にかけて)
歌越	1	2	・海岸線
啓明	1	2	・海岸線
北里	2	7	・海岸線
合計	366	832	

2 備蓄品目

(1) 食料

食料については、日常生活の主食に近い米飯を中心とし、避難生活をするにあたって必要と思われる次の物資を備蓄することとします。

品目	摘要
粉ミルク	乳幼児用として、アレルギー対応型の粉ミルクを備蓄します。
アルファ米（おかゆ等）	幼児・高齢者用としておかゆを備蓄します。また、食物アレルギーの方等への対応については、アレルギー特定原材料を含まず摂取塩分が過多にならないよう、白かゆで対応することとします。
アルファ米（五目御飯等）	成人用として、栄養面でも優れている五目御飯等を備蓄します。
飲料水	飲料用として、ペットボトル型の飲料水を備蓄します。
乾パン	個々の食生活に対応するため、乾パンを備蓄します。
クラッカー	個々の食生活に対応するため、クラッカーを備蓄します。

(2) 生活必需品

生活必需品については、避難生活を行う際に必要と思われる次の物資を備蓄します。

毛布・寝袋・座布団	紙おむつ（高齢者用）
紙おむつ（乳幼児用）	生理用品
タオル	

(3) 避難所資機材

避難所資機材については、各避難所において避難所生活や災害時の応急対策活動等、避難所運営等に必要と思われる防災資機材及び生活資機材を備蓄します。

灯油ストーブ（電気不要タイプ）	照明器
発電機	飲料水容器
懐中電灯	★防災ずきん

3 備蓄目標

(1) 食料

食料については832人の食料供給対象人口に対し1日3食×3日間分を基本とし、以下のとおり備蓄を行うこととします。

品目	対象	算出内容	数値目標	保存機関
粉ミルク	0歳	1回当たりの調乳量を240ml(粉換算30g)とし、1日5回(粉換算150g)×3日分として1人当たり450gを備蓄	7人×450g=3,150g≈3,400g (850g入り:4缶分)	1年6月
アルファ米 (おかゆ)	1~2歳	1人当たり3食×3日分を備蓄(1食当たり100g程度)	15人×3食×3日=135食 ≈200食	5年
アルファ米 (五目御飯等)	3~69歳	1人当たり3食×3日分を備蓄(1食当たり100g程度)	566人×3食×3日=5,094食 ≈5,100食	5年
アルファ米 (おかゆ)	70歳以上	1人当たり3食×3日分を備蓄(1食当たり100g程度)	246人×3食×3日=2,214食 ≈2,200食	5年
飲料水	全員	1人当たり1日1.0ℓの3日分を備蓄	832人×1.0ℓ×3日=2,496ℓ ≈2,520ℓ (5,040本/0.5ℓ)	5年
乾パン	全員	1人当たり2ヶを備蓄	832人×2ヶ=1,664ヶ ≈1,680ヶ	5年
クラッカ 一	全員	1人当たり2ヶを備蓄	832人×2ヶ=1,664ヶ ≈1,680ヶ	5年

(2) 生活必需品

生活必需品については 3 日分以上を目標に、以下のとおり備蓄を行うこととします。

品目	対象	算出内容	数値目標
毛布・寝袋 ・座布団	全員	-	毛布 832 枚、寝袋 832 個 ≈各 840 枚
紙おむつ (乳幼児用)	0~2 歳	1 人当たり 1 パック (S サイズ 78 枚、M サイズ 63 枚、L サイズ 54 枚) を備蓄	20 人×1 パック=20 パック ※1 人 1 日当たり 8 枚を目安として約 7 日分に相当
紙おむつ (高齢者用)	施設入所者	1 人当たり 1 パック (M サイズ 20 枚、L サイズ 17 枚) を備蓄	70 人×2 パック=140 パック ※1 人 1 日当たり 6 枚を目安として約 6 日分に相当
生理用品	女性 (10 ~55 歳)	1 人当たり 1 パック (30 枚) を目安として備蓄	160 人×2 パック=320 パック ※1 人 1 日当たり 8 枚を目安として約 7 日分に相当
タオル	全員	1 人当たり 5 枚を備蓄	832 人×5 枚=4,160 枚 ≈4,200 枚

(3) 避難所資機材

資機材については、指定避難所 4 力所の避難所開設を想定し、以下のとおり備蓄を行うこととします。

品目	算出内容	数値目標
灯油ストーブ (電池式)	4 避難所 28 台	28 台
発電機	4 避難所 9 台	9 台
照明器	4 避難所 18 台	18 台
懐中電灯	4 避難所 80 本	80 本
飲料水容器 (ポリタンク : 10ℓ 用)	-	500 個
★防災ずきん (幼児センター・遠別小学校)	-	220 枚

4 備蓄計画

(1) 食料及び生活必需品

食料及び生活必需品の備蓄は、平成 26 年度から 3 年間で行っていくこととします。

基本的には、各年度において保存期間を考慮しながら、予算の範囲内で均等に年次的に備蓄することとします。また、保存期限が 1 年を切った食料については、地域での避難訓練や自主防災組織の研修などで配布し、地域での活用に資することによって、防災意識の高揚を図ります。（備蓄品購入計画表については、別紙のとおり。）

(2) 避難所資機材

避難所資機材の備蓄は、平成 26 年度から 3 年間で整備を行っていくこととします。

（備蓄品購入計画表については、別紙のとおり）

5 備蓄品倉庫

(1) 備蓄品倉庫について

指定避難所 3ヶ所付近に年次計画で備蓄品倉庫を設置します。

災害時、備蓄物資の供給対象者に対し、すみやかに必要な物資が適宜配分できるよう、災害時の指定避難所等に分散して物資を配備する環境を整備します。

(2) 備蓄品倉庫の体制

被害想定が本町地区に想定しているため、すみやかに必要な物資が適宜配分できる体制を構築します。

「食料及び生活必需品」及び「避難所資機材」

本 町 地 区	<ul style="list-style-type: none">・遠別小学校備蓄品倉庫・遠別農業高等学校備蓄品倉庫・幼児センター（遠別小学校）備蓄品倉庫・農業振興センター（施設内）
---------	---

6 家庭内備蓄の推進

家庭内備蓄の意義や必要性について、広報誌や自主防災組織等を通じて、町民に対して継続的に啓発を行っていくこととします。

家庭内備蓄の広報に際しては、3日分以上の食料や1人1日3㍑以上の飲料水の備蓄を呼びかけていくとともに、災害発生時にすぐに取り出せる場所に保管するよう併せて呼びかけていきます。

※家庭で用意することが望ましいもの

○食料等

主食	アルファ米・レトルト食品・米・インスタント麺・ピスケット・クラッcker など
主菜・副菜	缶詰（魚介類、肉類、野菜類、シチュー類）・乾燥食品（切り干し大根、干し椎茸、高野豆腐、ひじき、わかめ、昆布など）・梅干・らっきょう・漬物 など
汁物	スープ類（みそ汁、わかめスープ、コーンポタージュ など）
調味料	砂糖、塩、みそ、しょうゆ、コンソメ など
嗜好品	あめ、チョコレート、スナック菓子、果物缶詰、ふりかけ など
飲料水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク、野菜ジュース など

○資機材等

携帯ラジオ、懐中電灯、軍手、タオル、ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、番倉庫など

7 流通在庫備蓄の推進

当町では、流通業界等の業者と協定を締結し、災害時に必要な物資を調達することとしていますが、今後は、コンビニエンスストアなど協定を締結し、流通在庫備蓄が有効に機能する体制づくりを推進します。

【参考】 流通在庫備蓄に関する協定一覧

協定締結先	協定の内容
北海道コカ・コーラボトリング(株)	災害時における情報の発信及び在庫飲料の無償提供
天塩の國会議相互援助協力に関する協定（豊富町、幌延町、天塩町、中川町、遠別町）	災害時における応急措置及び復旧に必要な自治体間の相互援助協力

別紙

備蓄品購入計画表

食料

品目	数値目標	現有備蓄数	H26			H27			H28		
			上段：購入 下段：廃棄	計							
粉ミルク	3,400g ※9缶(850g入り)	0g				3,400g(4缶)	△3,400g(4缶)	3,400g(4缶)	6,800g(8缶)		
アルファ米 (五目御飯等)	5,100食	1,920食	1,000食	1,000食	1,000食	1,180食	1,180食	3,180食			
アルファ米 (おかゆ等)	2,400食	0食	800食	800食	800食	800食	800食	800食	2,400食		
飲料水	2,520ℓ ※5,040本(0.5ℓ)	720ℓ(1,440本)	600ℓ(1,200本)	600ℓ(1,200本)	600ℓ(1,200本)	600ℓ(1,200本)	600ℓ(1,200本)	600ℓ(1,200本)	1,800ℓ(3,600本)		
乾パン	1,680ヶ	480ヶ	400ヶ	400ヶ	400ヶ	400ヶ	400ヶ	400ヶ	1,200ヶ		
クラッカー	1,680ヶ	480ヶ	400ヶ	400ヶ	400ヶ	400ヶ	400ヶ	400ヶ	1,200ヶ		

生活必需品

品目	数値目標	現有備蓄数	H26			H27			H28		
			上段：購入 下段：廃棄	計							
毛布	832枚	240枚	200枚	200枚	200枚	200枚	200枚	200枚	600枚		
寝袋(スリーピング)	832枚	240枚	200枚	200枚	200枚	200枚	200枚	200枚	600枚		
座布団	832枚	240枚	200枚	200枚	200枚	200枚	200枚	200枚	600枚		
紙おむつ (乳幼児用)	20パック	0パック	20パック								
紙おむつ (高齢者用)	140パック	0パック	70パック	70パック	70パック	70パック	70パック	70パック	140パック		
生理用品	320パック	0パック	160パック	160パック	160パック	160パック	160パック	160パック	320パック		
タオル	4,200枚	0枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	4,400枚		

避難所資機材

品目	数値目標	現有備蓄数			計
		H26	H27	H28	
灯油ストーブ (電池式)	28台	12台	4台	4台	16台
発電機	9台	4台	2台	1台	5台
照明器	18台	8台	4台	4台	10台
懐中電灯	80本	0本	40本	20本	80本
飲料水容器 (ボリタンク：100L)	500個	0個	250個	250個	500個
★防災ずきん	220枚	0枚	220枚		220枚

平成26年3月策定

遠別町防災備蓄計画

(遠別町総務課)

遠別町 津波避難計画

北海道遠別町

【平成25年5月策定】

【平成26年2月改訂】

目 次

第1章 総則	74
1 目的	
2 計画の修正	
3 用語の定義	
第2章 避難計画	75
1 津波到達予想時間の設定	
2 津波避難計画	
(避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難困難地域、避難ビル等)	
3 津波避難計画図	
4 避難方法	
第3章 初動体制（職員の参集等）	77
1 連絡・参集体制	
2 配備体制	
3 津波情報等の収集・伝達	
第4章 避難勧告・指示の発令	79
1 発令基準	
2 伝達方法	
第5章 津波対策の教育・啓発	81
第6章 津波避難訓練の実施	82
第7章 積雪・寒冷地対策	82
1 冬期道路交通の確保	
2 避難対策、避難生活環境の確保	
3 電力の確保	
4 緊急通信ネットワークの確保	
5 雪崩対策	
6 水門等の作動の確保	
7 救助・救出体制の強化	
第8章 その他の留意点	83
1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策	
2 避難行動要支援者の避難対策	
3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2～3日の間、住民の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は隨時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の定義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、遠別町（以下「町」という。）が指定するものをいう。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路、避難経路

避難するための経路で、町が指定及び住民等が設定するものをいう。

(5) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

(6) 避難目標地点

津波の危険から避難し、生命及び身体の安全を確保するため、避難対象地域の外に住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(7) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急的に避難する避難対象地域内にある建物で、町と住民等が連携し指定又は設定するものをいう。

※指定要件

※津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年内閣府作成）から抜粋

- ① 耐震性：新耐震基準（1981年（昭和56年）施行）に適合する。
- ② 津波に対する安全性：RCまたはSRC構造で、階数は以下を目安とする。

想定浸水深	階 数
1m以下	2階建以上
2m	3階建以上
3m	4階建以上

※(4)を総称して「避難路」、(5)、(6)、(7)を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

1 津波到達予想時間の設定

遠別町では、道が作成した津波浸水予測図の結果を勘案し、津波到達予想時間を19分とする。

2 津波避難計画

避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難場所、避難困難地域、避難ビル等は次表のとおりとする。

避難対象 地域名	避難目標 地点	避難路・避難経路 (幅員含む)	避難 場所	避難 困難地 域	避難 ビル等	備考 (自動車 等)
汐見町地区 90世帯 194人	遠別町 役場	・国道232号線 ・臨港線 (幅員 11m) ・西1線 (幅員 7.5m)	・遠別農業高 等学校 ・遠別小学校	—	—	
錦町地区 94世帯 195人	・遠別町役場 ・遠別農業高 等学校 ・遠別小学校	・5丁目北線 (幅員 7.5m) ・3丁目通り線 (幅員 7.6m) ・4丁目通り線 (幅員 7.0m) ・西1線 (幅員 7.5m)	・遠別農業高 等学校 ・遠別小学校	—	—	
1区地区 139世帯 297人	遠別町 役場	・臨港線 (幅員 11m) ・西1線 (幅員 7.5m) ・3丁目通り線 (幅員 7.6m)	・遠別農業高 等学校 ・遠別小学校	—	—	
2区地区 11世帯 21人	・遠別農業高 等学校 ・遠別小学校 ・スポーツセ ンター	・国道232号線 ・1丁目通り線 (幅員 7.5m) ・東中通り線 (幅員 7.5m) ・東通り線	・遠別農業高 等学校 ・遠別小学校 ・スポーツセ ンター	—	—	

3区地区 24世帯 33人 友愛苑 70人	・遠別小学校 ・スポーツセ ンター	・国道232号線 ・末広線 (幅員 6.0m) ・中学校道路乙線 (幅員 7.5m)	・遠別農業高 等学校 ・遠別小学校 ・スポーツセ ンター	—	—	
富士見地区 4世帯 11人	レストラン とんがりかん	・富士見線 (幅員 7.5m) ・富士見海岸線 (幅員 6.5m)	レストラン とんがり かん	—	—	自動車を 利用
歌越地区 1世帯 2人	歌越堆肥製 造センター	・歌越原野甲線 (幅員 8.5m) ・歌越原野乙支線 (幅員 7.5m)	歌越2会館	—	—	自動車を 利用
啓明地区 1世帯 2人	国道 232 号 線	・北浜マサリ線 (幅員 8.0m)	啓明婦人ホ ーム	—	—	自動車を 利用
北里地区 2世帯 7人	北里公民館	・北海岸線 (幅員 7.5m) ・北里西通り線 (幅員 6.5m)	北里公民 館	—	—	自動車を 利用

(注) 汐見町、錦町、1区地区は、津波到達予想時間から、避難対象地域における避難困難地域を設定していないが、避難開始が遅れた場合における一時的及び緊急的に避難及び退避することが可能な施設として、遠別町役場を避難目標地点として町が指定したものである。

3 津波避難計画図

* 最終ページ参照

4 避難方法

避難に当たって自動車等を利用することは、次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、原則として徒歩によるものとするが、場合によっては、自動車等を使用した避難を可能なものとする。

(徒歩による避難とする理由)

- (1) 家屋の倒壊、落下物等により、車両が通行できないおそれがある。
- (2) 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等が発生し、円滑な避難を妨げるおそれがある。
- (3) 自動車等が徒歩による避難を妨げるおそれがある。

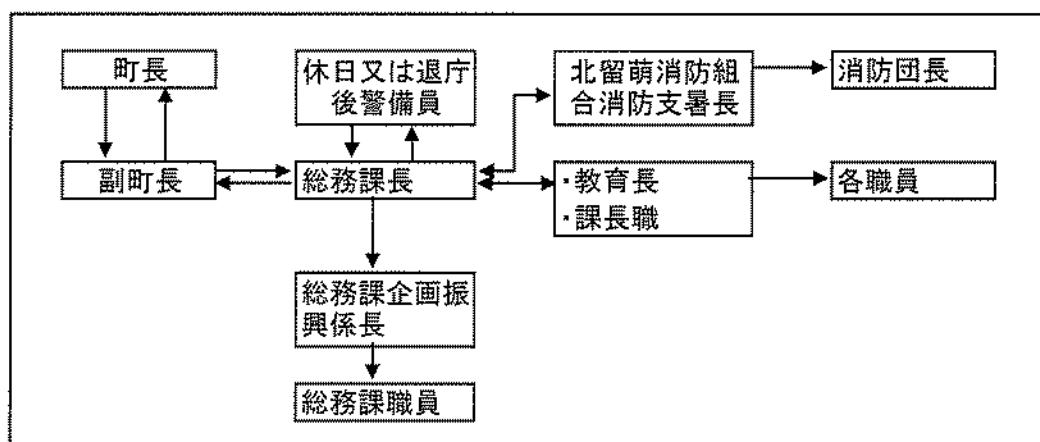
(自動車等を使用した避難を可能とする場合)

- (4) 高齢者等で徒歩での避難が困難な場合
- (5) 近効に適切な避難先が存在しない場合
- (6) 自動車を利用したことにより渋滞や交通事故等が発生するおそれや徒歩による避難を妨げるおそれがない場合

第3章 初動体制（職員の参集等）

1 連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団含む）の連絡・参集体制は、「遠別町地域防災計画 災害応急対策計画」に定めるもののほか、次による。
《伝達系統図》



又、職員の自主参集基準は、次のとおりとし、基準に達した場合にはその情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集するものとする。

(1) 地震発生時

区分	津波情報なし		津波警報	
	参集者	自宅待機	参集者	自宅待機
震度3	総務課関係職員	課長職	係長職以上	係員
震度4	総務課関係職員・管理職	係長職	係長職以上	係員
震度5弱又は震度5強	総務課関係職員・管理職・係長職	係員	係長職以上	係員
震度6弱以上	全職員	—	全職員	—

(2) 津波情報

津波注意報・・・総務課関係職員（場合によっては自宅待機）

津波警報・・・係長職以上（係員は自宅待機）

2 配備体制

区分	基準	動員配備体制
注意配備	1. 震度3の地震が発生したとき 2. 津波注意報が発表されたとき	総務課関係職員
第1非常配備	1. 震度4の地震が発生したとき 2. 津波注意報が発表されたとき	総務課関係職員・管理職
第2非常配備	1. 震度5弱または5強の地震が発生したとき 2. 津波警報が発表されたとき	総務課関係職員・管理職・係長職
第3非常配備	1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 津波警報もしくは大津波警報が発表されたとき	全職員

3 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

津波予報・津波情報等の収集方法は、次のとおりとする。



- ・気象庁から北海道への伝達は、A D E S S（気象情報伝送処理システム）による。
- ・北海道から町への伝達は北海道防災情報システムによる。
- ・上記の他にテレビ、ラジオ、インターネット、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）などからも情報の収集を行う。

なお、海面監視については、そのときの津波予報・津波情報に応じて高台等の安全な場所から行うものとし、異常を発見したときは、直ちに本部に報告するものとする。

(2) 津波情報等の伝達

収集した情報は、町、消防機関等の広報車による巡回、町ホームページ、IP告知端末、消防サイレンなど多様な手段により町から町民等へ伝達する。

第4章 避難勧告・指示の発令

1 発令基準

種 別	基 準
自主避難の呼びかけ	1. 津波注意報が発表され、町長が必要と認めるとき
避難勧告	1. 強い地震(震度5弱以上)を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、町長が必要と認めるとき 2. 津波注意報が発表され、町長が必要と認めるとき 3. 津波警報が発表されたとき
避難指示	1. 大津波警報が発表されたとき 2. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき

2 伝達方法

(1) 発令時期、避難指示の発令手順

1の発令基準に該当する事態を認知した場合は、速やかに町長が避難情報を発令し、町長が不在あるいは連絡が取れない場合は、その職務を副町長、総務課長の順位で代行する。なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が次のとおり実施する。

実施責任者	内容(要件)	根拠法
町 長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般(ただし、町長が指示ができないと認めるとき、又は町長から要求のあったとき)	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般(ただし、町長が指示ができないと認めるとき、又は町長から要求のあったとき)	災害対策基本法第61条
知 事	災害全般(ただし、災害の発生により市町村のその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)	災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般(警察官がその場にいない場合に限る)	自衛隊法第94条

(2) 伝達方法

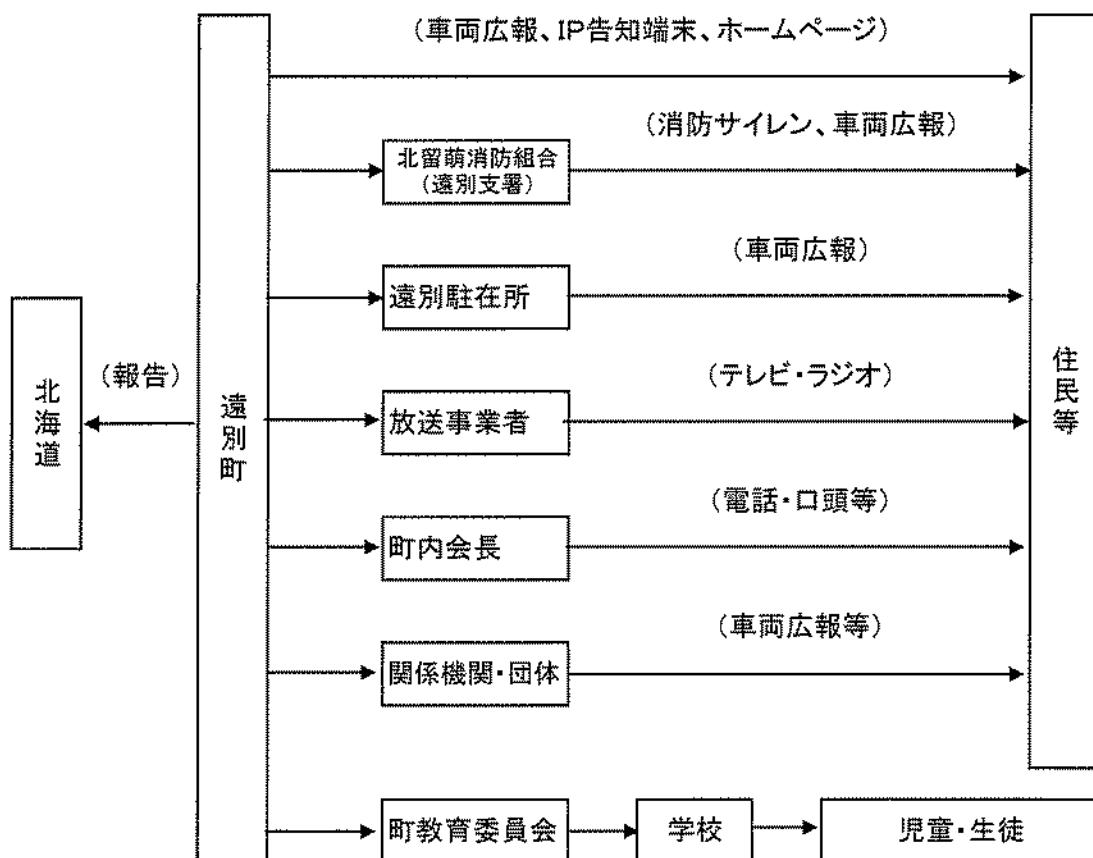
避難の勧告、指示の内容として、住民等に伝達する事項又は避難上の注意事項は、あらかじめ定めておき、伝達は次の内容を分かりやすく行うものとする。

- ① 避難先及びその場所名
- ② 避難経路（わかりやすく）
- ③ 避難勧告、指示の理由
- ④ 注意事項（避難後の戸締り、携帯品は限られたものだけとする）

なお、伝達方法は、町、消防機関等の広報車による巡回、町ホームページ、防災無線、防災メール、消防サイレンなど多様な手段によるものとする。

また、放送事業者（NHKその他民間放送局）に対しては、勧告・指示を行った旨を通知し、テレビ・ラジオによる放送の協力を依頼する。

《伝達経路図》



《避難準備情報・避難勧告・避難指示発令内容の伝達文（例）》

避難準備情報

「こちらは遠別町です。○時○分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りや障がいをお持ちの方、乳幼児、妊婦さんなどは、お早めに〇〇〇〇〇へ避難してください。その他の方々も避難の準備を始めてください。」

避難勧告

「こちらは遠別町です。○時○分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに〇〇〇〇へ避難してください。」

避難指示

「こちらは遠別町です。〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。（堤防が決壊して／〇〇に津波が押し寄せ）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇〇〇〇へ避難してください。また、避難するのに時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。」

そのほか、場合に応じて伝達するもの

- ・「地震の発生により、〇〇分後には津波が到達する可能性があります。」
- ・「できるだけ、近所の方にも声をかけて避難してください。」
- ・「津波浸水のおそれがあるため、〇〇道は通行できません。」など

(3) 伝達の確認

避難勧告・指示の発令及び解除を行った場合は、対象地域に確實に伝わっているか再確認する。

第5章 津波対策の教育・啓発

津波防災の啓発において最も大切なことは、住民等に対して「自らの命は自らが守る」という観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、実行させることである。

また、津波対策は、平日と休日、昼間と夜間など時間や場所によって異なるため、その状況に応じ適切な行動を行うには、家族や地域間において常に話し合いを行い、情報を共有することが大切である。

このため、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、啓発・教育を実施する。

(1) 津波に対する心得

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震があっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

(2) 啓発の手段

テレビ・ラジオ、新聞などの公共マスメディアや広報誌、テレビ電話等を活用する。

(3) 啓発の内容

津波に対する心得（避難路の確認、非常時における持ち物備など）、過去の津波被害記録、津波発生のメカニズム、防災ハザードマップ、津波避難計画の内容など

(4) 啓発の場等

家庭、学校、地域社会（町内会等）や事業所等において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、こうした人材の育成が重要である。このため、消防団の経験者、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる人材を養成する。

第6章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努める。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法・問題点等の検証を行う。

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

関係機関等と連携の上、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結により物資供給等が滞ることがないよう、除雪体制を優先的に確保する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるとともに、燃料については、留萌地方石油業協同組合や北海道エルピーガス災害対策協議会との防災協定に基づき優先的に確保する。

3 電力の確保

日頃から、北海道電力株との連携を密にし、電力の供給停止時における早急復旧体制を確保するとともに、避難所に必要となる発電機、懐中電灯等の必要物資の備蓄に努めるものとする。

4 緊急通信ネットワークの確保

日頃から、NTT東日本旭川支店と連携を密にし、電話回線故障時における早期復旧体制を確保するとともに、住民等への情報伝達は、消防サイレン、広報車や口頭により行うものとする。

5 水門等の作動の確保

河川及び水門等の管理者と連携し、通年における作動環境の点検及び確保に努める。

6 救助・救出体制の強化

積雪時は、自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されることから、消防隊員の救助・救出技術の高度化や関係機関と連携した除雪体制の強化に努める。

第8章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策

旅館・ホテル等の施設管理者と共同して、観光客、釣客等への避難対策に努める。

(1) 情報伝達

利用客への情報伝達マニュアル（いつ、誰が、何を（文案作成）、どのように（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めておく。

また、屋外にいる者に対しては、防災無線により伝達するとともに、海水浴場等への情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）の配備など、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めるものとする。

(2) 施設管理者等の避難対策

海岸や川沿いの観光施設にあっては、原則として観光客等を避難場所へ避難させる必要がある。また、他の場所から施設内へ避難してくることも考えられることから、施設の管理者等は、津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を定めておく。

(3) 津波啓発の実施

避難所や避難場所を示した案内看板等の設置や観光施設、宿泊施設にハザードマップ等を配布するなど、地理不案内の観光客等に対しての啓発に努めるものとする。

2 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して避難行動の援助について定める。なお、具体的な手法については、別に計画を定めるものとする。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

